

令和7年第5回教育委員会会議記録

令和7年4月28日（月）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第 3 議案第2号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第 5 議案第4号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 7 議案第6号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
日程第 8 報告第1号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
日程第 9 報告第2号 専決処分の報告について
日程第 10 報告第3号 令和6年度教職員の交通事故・違反発生状況について
日程第 11 その他

◎出席者

教育長	西 田 浩 人
委員	羽 田 圭 吾
委員	福 田 浩 子
委員	石 岡 美 香
委員	小 林 一 美

◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐兼総務係長	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	中 島 翼
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	若 山 晋 悟
社会教育課社会教育係長	西 山 誠
社会教育課文化財係長	大 谷 茂 之

図書館奉仕係長
体育課長
体育課体育係長
学校給食センター庶務係長

藤本陽子
伊藤勝
桜井則夫
森綱正

◎記録者 学校教育課長補佐兼総務係長

松浦真理子

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和7年第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和7年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、石岡美香委員を指名いたします。
次の日程に入る前にお諮りします。
本日会議の議案第1号から議案第6号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。
(「異議なし」という声あり)
○教育長 ご異議がございませんので、秘密会とします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書1ページをお開き願います。
教育支援委員会については、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置するものであります。
構成する委員については、八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、医師、知識経験者、町内小学校、中学校の校長・教頭・教諭、医療施設の職員、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書1ページ、2ページに記載の19名を任命するものです。
なお、任期は条例第4条第2項の規定により、本年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、ご説明いたします。議案書3ページになります。

学校給食センター運営委員会については、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、委員は学校職員、父母の代表者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

この度、学校長の人事異動に伴う欠員が生じたため、委員の補充として議案記載の2名を委嘱するものであります。

なお、任期は令和7年4月1日から条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間となる令和7年9月30日までとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは、説明いたします。議案書4ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、条例第4条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

また、八雲町公民館条例第15条の規定に基づき、社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねることとなっております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから新たに委嘱するものであり、委嘱する1名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は条例第3条の規定で、補欠により就任した委員の任期

は前任者の残任期間と定められており、令和7年9月30日までとなります。

以上、説明いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 それでは、説明いたします。議案書5ページをお願いします。

八雲町立図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町立図書館条例第16条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに任命するものであり、任命する1名は議案書に記載のとおりで本年4月1日に遡って任命しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は条例第16条第5項の規定で、補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和7年9月30日までとなります。

以上、説明いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 それでは、説明いたします。6ページをお開きください。

本件は、令和5年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校関係から委嘱していた1名について、この度の教職員人事異動により欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、現在、定員20名のところ16名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により欠員となった委

員1名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、人事異動により欠員となったことから前任者が所属していた学校から選出され、学校長の推薦を受けこの度委嘱するものです。

なお、委員の任期は本年4月1日に遡って委嘱することとし、前任者の残任期間の令和7年9月30日までとなっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書7ページをお開きください。

学校運営協議会委員は、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書7ページ、8ページに記載のとおり落部中学校区で13人、野田生中学校区で12人、八雲中学校区で15人、熊石中学校区で11人の合計51人を任命するものです。

なお、任期は規則第6条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 新しく委員になった方はいますか。

○学校教育課長 はい。個別の名前は覚えていないのですが、新たに委員になられた方も数名いらっしゃいます。

○教育長 数名いるということです。校長、教頭が異動になったところは概ね、委員が変更になっています。よろしいでしょうか。他にございませんか。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

ここまで秘密会で行っておりますが、議案第1号から第6号はそれぞれ議決をいただきましたので、個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がありませんので、そのように決定しました。
秘密会を解きます。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは、説明いたします。議案書9ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の附属機関として八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1号委員関係行政機関の職員から任命した者、第2号委員学識経験者から任命した者、合わせて11名の委員で構成している協議会です。

この条例第2条1号に規定する関係行政機関の職員について、人事異動等により欠員が生じたことから、後任の方を新たに2名、議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は在職期間となります。

同じく第2号に規定する学識経験者について、教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに1名を議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は条例第3条の規定で、補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和7年11月16日までとなります。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 教育委員会会議の議案となる委員と八雲町青少年問題協議会委員のように報告になる委員がありますが、この違いを教えてください。

○社会教育課長 八雲町青少年問題協議会委員につきましては、町長が所管する事項になりまして、委員の任命については町長決定ということになっておりますので、教育委員会へは報告議案としております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他に無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 日程第9 報告第2号「専決処分報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

本件は、上八雲方面への児童生徒を送迎しているスクールバスやまびこ号に係る車両事故によって発生した損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、報告するものです。

議案書11ページをご覧ください。

事故の状況であります。令和6年10月15日11時55分頃、スクールバスやまび

こ号が児童送迎のため運行中、緩やかな右カーブに差し掛かったところ、小動物が飛び出し運転手がとっさに避けようとしたところ道路から路肩に転落し、電柱と衝突した後に停車したもので、事故車両は電柱に衝突したことで左前部を大破しましたが、幸い事故発生時に乗車中の児童 1 名及び運転手に怪我はありませんでした。

衝突した電柱の管理者である北海道電力株式会社と損害状況を確認したところ、電柱のほか、共架設備である共同通信線及び通信機器の破損が確認されたことから、それぞれ復旧工事を行うこととしたものです。

この度示談が成立したのは衝突した電柱であり、冬季間の工事ができないことから、仮復旧工事を行い雪解けを待つこととしていたもので、この度本復旧工事が完了し、本年 3 月 17 日付で示談が成立したことから、民法第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するものであり、専決処分したものであります。

損害賠償の額は 881,961 円で、損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりであります。

なお、電柱の共架設備である日本放送協会の通信線は、昨年 11 月 11 日付で示談が成立しており、もう一つの共架設備であるインターネット回線の通信機器については、今後本復旧工事が完了次第、相手方と示談を行うこととなっております。

今回の事故を受け、スクールバス運行受託事業者には改めて安全運転教育の徹底を行うようを指示しており、継続して児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方、関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第 2 号は報告済みといたします。

◎日程第 10 報告第 3 号

○教育長 日程第 10 報告第 3 号「令和 6 年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書 12 ページからになります。

本件は、令和 6 年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

議案書 13 ページの一覧表をご覧ください。

令和 6 年度は、記載のとおり 13 件の事故・違反が発生しております。令和 5 年度と同数の発生状況です。

令和 6 年度 13 件の内訳ですが、物損事故が 2 件であり 1 件がもらい事故、1 件は退勤時に鹿と衝突したものです。

スピード違反は 7 件発生しており、令和 5 年度と比べ 5 件の増、一時不停止は 4 件で、3 件の増となっております。

令和 6 年度における道内の状況ですが、教職員による交通違反、特に飲酒運転事故が相

次いだことから、臨時教育局長及び市町村教育委員会教育長会議が開催され、八雲町でも臨時校長会議を開催し、飲酒運転防止と服務規律保持に関する示達を行ったところです。

また、毎月の校長会議・教頭会議において、交通事故・違反状況を報告するとともに、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員に対する指導徹底を指示しており、今後も教育委員会として指導を継続し、事故・違反の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第11 その他

○教育長 日程第11 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時25分】